

改正案	現行
<p>（令第十九条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める資産等） 第二十六条 令第十九条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める資産は、オプション取引に係るものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（利害関係人等との間の取引が禁止される行為） 第三十一条 法第十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 投資信託委託業者の利害関係人等である中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約（以下「有限責任組合契約」という。）の業務執行組合員（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第一項に規定する無限責任組合員をいう。以下同じ。）が有限責任組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該有限責任組合契約の出資額が当該有限責任組合契約の業務執行組合員が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該中小企業等投資事業有限責任組合（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第一項に</p>	<p>（令第十九条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める資産等） 第二十六条 令第十九条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める資産は、オプション取引に係るものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（利害関係人等との間の取引が禁止される行為） 第三十一条 法第十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p>

規定するものをいう。以下同じ。）の業務執行組合員の要請を受けて、当該有限責任組合契約に係る投資事業組合出資持分（令第三十条第十七号に規定する投資事業組合出資持分をいう。以下同じ。）を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図する
こと。

（指定資産）

第三十三条（略）

2 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 一十一（略）

十二 投資事業組合出資持分の取得及び譲渡

十三 信託受益権（令第十九条第一項第九号に規定する信託受益権をいう。以下同じ。前項第七号において規定する金銭信託の受益権を除く。）の取得及び譲渡

3 法第十六条の二第二項（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産（法第十六条の二に規定する特定資産をいう。）の種類に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 一十八（略）

十九 投資事業組合出資持分 有限責任組合契約に係る組合財産に関する前各号に掲げる事項並びに当該有限責任組合契約の内容及

（指定資産）

第三十三条（略）

2 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 一十一（略）

（新設）

十二 信託受益権（令第十九条第一項第九号に規定する信託受益権をいう。以下同じ。前項第七号において規定する金銭信託の受益権を除く。）の取得及び譲渡

3 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産（法第十六条の二に規定する特定資産をいう。）の種類に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 一十八（略）

（新設）

び当該有限責任組合契約の業務執行組合員に関すること。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第五十二条 法第三十四条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

五 投資信託委託業者の利害関係人等である有限責任組合契約の業務執行組合員が有限責任組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該有限責任組合契約の出資額が当該有限責任組合契約の業務執行組合員が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該中小企業等投資事業有限責任組合の業務執行組合員の要請を受けて、有限責任組合契約に係る投資事業組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

五 信託会社等の利害関係人等である有限責任組合契約の業務執行組合員が有限責任組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該有限責任組合契約の出資額が当該有限責任組合契約の業務執行組合員が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該中小企業等投資事業有限責任組合の業務執行組合員の要請

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第五十二条 法第三十四条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

(新設)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

(新設)

を承けて、当該有限責任組合契約に係る投資事業組合出資持分を
投資信託懸座をもって取得する。とす。